

2026年6月24日

各位

会社名 SAAF ホールディングス株式会社  
代表者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸  
(コード：1447、東証グロース)  
問合せ先 上席執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英  
(電話番号：03 - 6770 - 9970)

当社株主による定時株主総会開催禁止仮処分申立て却下決定ならびに  
当社株主による一時取締役および一時代表取締役選任申立て却下決定に関するお知らせ

当社株主である前俊守氏（以下「前氏」といいます。）は、東京地方裁判所に対して、2026年6月10日に、当社の一時取締役および一時代表取締役選任の仮処分を申し立て（以下「本一時取締役および一時代表取締役選任申立て」といいます。）、2026年6月16日に、2026年6月12日付招集通知をもって2026年6月29日を会日として招集した当社の第8回定時株主総会（以下「第8回定時株主総会」といいます。）の開催禁止の仮処分を申し立て（以下「本定時株主総会開催禁止仮処分申立て」といいます。）をいたしました。当該2つの申立てに関して、東京地方裁判所は、2026年6月23日、当該2つの申立て（注1）をいずれも却下するとの決定をいたしましたので、お知らせいたします。

また、2026年6月5日付「第8回定時株主総会招集ご通知」でお知らせしましたとおり、当社は、第8回定時株主総会を2026年6月29日に開催いたします。

（注1）前氏は、上記2つの申立て手続きの中で、2026年5月12日に開催された、前氏の招集に係る当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本臨時株主総会における当社取締役の解任決議（以下「当社取締役の解任決議」といいます。）が適法であると主張しておりました。なお、当社は2026年5月12日付適時開示「臨時株主総会決議ご通知および当社の対応に関するお知らせ」等でお知らせしましたとおり、当社取締役の解任決議は法令および定款に違反し、不存在・無効または取り消されるべきものであると考えており、上記2つの申立て手続きの中で、そのような主張をしておりませんでした。

上記2つの申立てについて、東京地方裁判所が説示した却下決定の理由の概要は以下のとおりです。

#### 1. 本定時株主総会開催禁止仮処分申立ての却下決定の理由の概要

- （1）当社取締役の解任決議について、決議に出席した株主の議決権数の割合は、定足数である過半数に満たないから、当社取締役の解任決議には、決議の方法の法令違反という取消事由（会社法第831条1項1号）があり、同違反は、定足数という決議を行うための前提を欠くという重大な違反であること
- （2）当社取締役が、当社取締役の解任決議について、決議取消の訴えを提起する予定であることが認められるところ、この訴えに係る請求は認容される可能性が相応にあること
- （3）当社取締役が当社の取締役の地位にあることおよび左奈田直幸が当社の代表取締役の地位にあることを仮に定める旨の仮処分決定（注2）がされており、2026年5月12日に開催された、

当社の株主である前俊守氏の招集に係る当社臨時株主総会において選任された7名の新取締役候補者が当社取締役および当社代表取締役の地位にないことを仮に定める旨の仮処分決定

(注3) がされているため、当社取締役によって今後提起される予定の、当社取締役の解任決議の決議取消しの訴えについて判決が言い渡されるまでは、当社取締役が当社の取締役の地位にあることとなること

・注2：当社が、2026年6月23日付「当社取締役による地位確認仮処分の申立ておよび当社取締役による地位確認仮処分命令決定に関するお知らせ」でお知らせした決定です。

・注3：当社が、2026年6月12日付「(開示事項の経過) 当社取締役による地位確認仮処分命令決定に対する保全異議の申立ての結果に関するお知らせ」等でお知らせした決定です。

## 2. 本一時取締役および一時代表取締役選任申立ての却下決定の理由の概要

当社取締役が当社の取締役の地位にあることおよび左奈田直幸が当社の代表取締役の地位にあることを仮に定める旨の仮処分決定(上記注2)がされているから、現時点では、当社は、「役員…が欠けた場合または法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合」(会社法第346条1項)および「代表取締役が欠けた場合または定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合」(会社法第351条1項)のいずれにも当たらないこと

上記2つの却下決定は、暫定的なものではありますが、前氏の申立てを認めず、一定の裁判所の判断が示されたものと認識しております。本件に係る取締役の地位については現在係争中の状況にあり、最終的な判断は裁判所においてなされる予定です。今後は、訴訟手続きにおいて、当社取締役の解任決議は法令および定款に違反し、不存在・無効または取り消されるべきものであることについて、裁判所による最終的な判断を求める方針です。

当社は、引き続き、法令および定款等に基づき、企業価値の向上および株主の共同利益の実現のため、適正な職務執行をまいります。

株主の皆様には、ご心配とご不便をおかけしており、誠に申し訳ございませんが、何卒ご支援の程、お願い申し上げます。

なお、今後開示すべき事項が生じた場合は、速やかに適時開示いたします。

以上